事　務　連　絡
令和５年６月 15 日

市内　特定教育・保育施設
　　特定地域型保育事業所（小規模園）　御中

名護市長　渡具知　武豊
（　公　印　省　略　）

全国瞬時警報システム（Ｊアラート）発令時の対応について

みだしの件につきまして、弾道ミサイルの発射等に関する情報が伝達される全国瞬時警報システム（以下、「Ｊアラート」という。）の沖縄県への発令が５月 31 日にありました。身の安全を確保することなど、Ｊアラート発令に伴う保育所、認定こども園、小規模保育園における対応等について、別紙の「弾道ミサイル落下時の行動について」を参照のほか、下記の事項について施設職員及び保護者への周知をお願いします。

記

１．登園前・通勤前
出勤前や登園前にＪアラートが発令されて県全域に屋内避難の呼び掛けがある場合、職員、児童共にＪアラート解除など安全確認が取れるまで出勤・登園を控え、身の安全を確保してください。
開園時間を変更する場合は、早めに園から保護者に連絡し、Ｊアラート解除後の開園については、できるだけ早く受入れ態勢を整え、保護者へ周知してください。

２．登園（降園）中・通勤中
出勤中や登（降）園中にＪアラートが発令されて屋内避難の呼び掛けがある場合、近くの建物（できるだけ頑丈な建物）の中又は地下に避難してください。

３．登園後・出勤後
登園後にＪアラートが発令されて屋内避難の呼び掛けがある場合、建物の中に入り、できるだけ窓から離れて避難してください。

４．園における対応について
園においては、１～３の取扱いを基本として職員の出勤時や勤務中の対応、園児の安全確保などの対応等、状況に応じた対応方法をあらかじめ「緊急時対応マニュアル」に定めておき、職員及び保護者などへの周知等、理解と協力を得られるようにしてください。